(4) 適格請求書発行事業者の登録申請書

提出 時期 ※ 詳細は下記のとおり

インボイス発行事業者になるためには、登録申請手続が必要です。

登録申請手続は、**「適格請求書発行事業者の登録申請書」**を納税地の所轄税務署長に提出することにより行います。税務署による審査を経て登録された場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。

この申請による登録の効力は、通知日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登載された登録日から生じます。

登録申請は e-Tax をご利用いただくと手続がスムーズです。郵送により提出する場合の提出先は、各国税局(沖縄国税事務所を含みます。)のインボイス登録センターとなります。

登録申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。

- * インボイス発行事業者の登録は課税事業者が受けることができます。
- * 登録を受けなければインボイスを交付できません。
- * 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- * 「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出に当たり、記載漏れ、記載誤り、二重提出(記載誤り等)が見受けられます。これらの記載誤り等がある場合は、審査に通常よりも多くの時間を要することとなりますので、提出前に記載誤り等がないかどうか確認のうえ、ご提出ください。

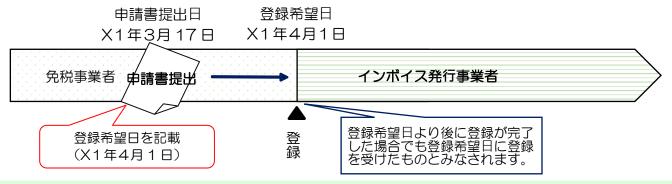
免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受ける場合は· · ·

免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受ける場合は、原則として、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、<u>令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合</u>には、その登録申請書に登録希望日(登録申請書の提出日から15日以後の日で希望する日)を記載することで、登録希望日より後に登録された場合であっても、登録希望日に登録を受けたものとみなされます(登録に係る経過措置)。

この登録に係る経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録開始日から課税事業者となり、登録を受けるに当たり、「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要はありません。

* 登録開始日以後は課税事業者となり、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となっても、登録の 効力が失われない限り、消費税の申告が必要です。

○ X1年4月1日を登録希望日として登録申請手続を行う場合



- * 登録に係る経過措置の適用を受け登録を受けた場合(令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合を除きます。)は、原則として登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間について、登録を取りやめたとしても、免税事業者となることはできません。
- ついて、登録を取りやめたとしても、免税事業者となることはできません。 * 免税事業者が課税事業者となる課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、その課税期間の初日から起算して 15 日前の日までに、登録申請書を提出する必要があります。